

横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第3回・その1)

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
1	その他	資料-2 4-23	4			<p>要求水準書3.d(キ)免震装置に「免震構造の場合、津波波圧によって免震装置の水平変位が水平クリアランスに達しないこと」とありますが、免震装置の津波による浸水は考慮しなくても宜しいのでしょうか。</p>	<p>免震装置(免震層)の津波による浸水について考慮する必要があります。</p> <p>【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第4節. 3. (1)d. 対津波において【基本的性能】として『「官庁施設の基本的性能基準」による。』としており、【別添資料4-1】「官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表」の「対津波」の項目では対象施設の全てを『適用』としています。「官庁施設の基本的性能基準」3-1-4対津波に関する性能では『津波による水害に対して、人命の安全の確保に加え、災害応急対策活動等に必要な機能の維持又は財産・情報の損傷等の防止が図られるよう、性能の水準を確保する。』と規定しています。</p> <p>また、適用基準である「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年版)」第3編官庁施設の津波対策 第1章 津波に対する機能確保の目標(3)では『レベル1の津波はもとよりレベル2の津波に対しても、津波発生時の災害応急対策活動が可能となることを目標とする。』と規定しています。</p> <p>なお、【資料-1】「事業契約書(案)」別紙6 不可抗力による費用分担 1. (1)天災に『ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。』と規定しており、事前に示した津波の浸水深さ以下の浸水により免震構造としての機能低下を確認した場合の修繕は不可抗力対象外となります。</p> <p>以上の内容をご理解の上、【特定資料⑥】で示した津波の浸水深さに対し、上段の要求水準を満足するための以下の①又は②について、基本的な考え方や具体的な内容をご提案ください。</p> <p>①免震装置(免震層)が津波により浸水しないこと。 ②免震装置(免震層)が津波により浸水する場合は、浸水した状態であっても耐震性能を含む施設の災害応急対策活動等に必要な機能が維持できること、並びに施設を継続使用するための免震装置及び設備配管等の点検を直ちにできること。</p>